

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 17,500 千円

《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 365,205 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名		平成30年度 予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	84,977	60,915		700	1,680	21,682
	高齢者福祉事業	10,890	2,266		602	578	7,444
	児童福祉事業	109,669	57,680		4	3,762	48,223
	小 計	205,536	120,861		1,306	6,020	77,349
社会保険	介護保険事業(繰出金)	101,506				7,332	94,174
	国民健康保険事業(繰出金)	46,139				3,343	42,796
	小 計	147,645				10,675	136,970
保健衛生	疾病予防対策事業	4,801			225	333	4,243
	高齢者医療事業	7,223	400		218	472	6,133
	小 計	12,024	400		443	805	10,376
合 計		365,205	121,261		1,749	17,500	224,695